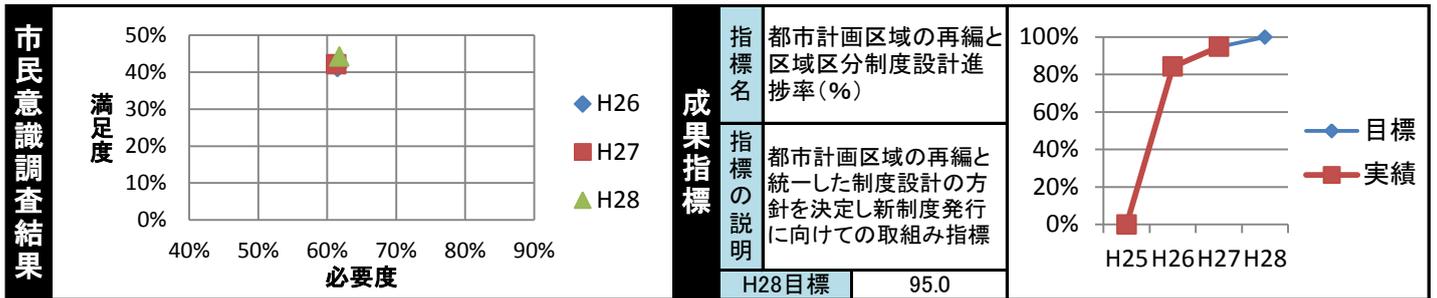


基本情報	政策名等	41	歴史文化や風土と調和した、秩序のあるまちづくり	担当部署	190700	建設部都市計画課	連絡先	0595-43-2314
	施策	4101	効率的で持続可能な都市構成をめざした制度づくり	評価責任者・役職名	建設部 部長 清水 仁敏			
	再生の視点(何を、どうする)	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の都市構造は、まちを大きく広げていくまちづくりではなく、高密度で効率的なコンパクトシティの考え方に基づくまちづくりが行えるよう、上野地区の中心市街地とその周辺を広域的拠点として、また、各地域の日常生活の中心拠点である支所周辺を地域拠点として位置づけ、道路交通等で結ぶことにより、住み良さが実感できる、効率的で持続可能な「多核連携型の都市構成」をめざします。 ・上野・伊賀・阿山・青山の4つの異なる都市計画区域を1つの都市計画区域として設定することをめざし、将来的には、全市統一した土地利用制度の導入を基本として制度設計を進めます。 						
施策の方向	都市機能を充実させ、住み良さが実感できる、効率的で持続可能な多核連携型の都市構成となるよう、都市計画区域の再編と土地利用管理手法の設定を行います。							



	平成26年度	平成27年度	平成28年度
前年度の取組内容と残された課題	(平成25年度の取組内容と残された課題) ・神戸駅前周辺整備事業市道花之木古山神戸線道路改良工事は、本年度完成で工事の進捗を図りました。 ・伊賀市都市マスタープランの内容を受けて設置した土地管理手法検討委員会から平成26年2月に土地利用区域区分制度について条例化が望ましいとの意見書の提出を受け、県と制度内容の詳細の検討を進め、条例化の素案を作成し、地域説明会を開催しました。 (課題) ・土地利用について、地域説明会に要する期間と制度が十分市民に浸透することに要する時間が不透明です。 ・区域区分の決定権者は三重県で、国との協議も必要なことから、制度設計の進捗に合せて随時協議を行う必要があります。	(平成26年度の取組内容と残された課題) ・平成22年度より社会資本整備総合交付金事業を適用して整備を進めてきた、市道花之木古山神戸線については予定通り事業を完成させ、伊賀神戸駅へ至るアクセス改善を図ることができました。 ・土地利用管理手法の制度設計を進め、平成27年1月27日に住民自治協議会代表者への説明会を実施、2月3日から2月27日にかけて住民自治協議会関係者への説明会を実施して、制度の周知に努めました。また、平成27年2月に市広報パンフレットの綴じ込みを行い、市民へ周知を行いました。今後は、説明会で受けた多くの意見を反映させること、また、丁寧な説明による市民周知を図る必要があります。	(平成27年度の取組内容と残された課題) ・土地利用管理手法の制度設計の内容について、三重県協議を6回、三重県を通じて中部地方整備局、国土交通省調整を進めました。また、条例化に当り、罰則のあり方について、検察庁調整等を進めることができました。今後は、さらに市民周知を進めて、都市計画法に変わって伊賀市の地域事情から多核連携型の都市構成を目指せるように、伊賀市条例で措置できるよう国・県協議の促進に努める必要があります。
改善・取組方向	・土地利用区域区分制度について、住民自治協議会単位の説明会の開催と自治会から要請を受けた際は出前講座として何うなどきめ細やかな説明に心掛けます。また、制度設計を進めるに当たり、国・県との協議を綿密に行い、条例素案を確実に仕上げます。さらに議会へも制度について十分な理解を深めていただけるよう説明を尽くします。 ・新市庁舎、新消防庁舎の建設計画に併せて市街地用途の整理を行います。	引き続き、土地利用管理手法の制度設計を進めるため、三重県及び国との協議を平成27年度から取り組み、問題点の処理解決を図ります。また、個別住民自治協議会等への説明会を計画して、制度の周知を図ります。	・国において、「都市再生特別措置法」が平成26年8月に改正されたことを受け、多極ネットワーク型のコンパクトシティを推進する国の施策に基づき、本市においても「立地適正化計画」を策定する必要が生じたので、本年度から2か年掛けて策定に着手します。
改善ポイントと具体的な取組			

(続紙)

施策 4101

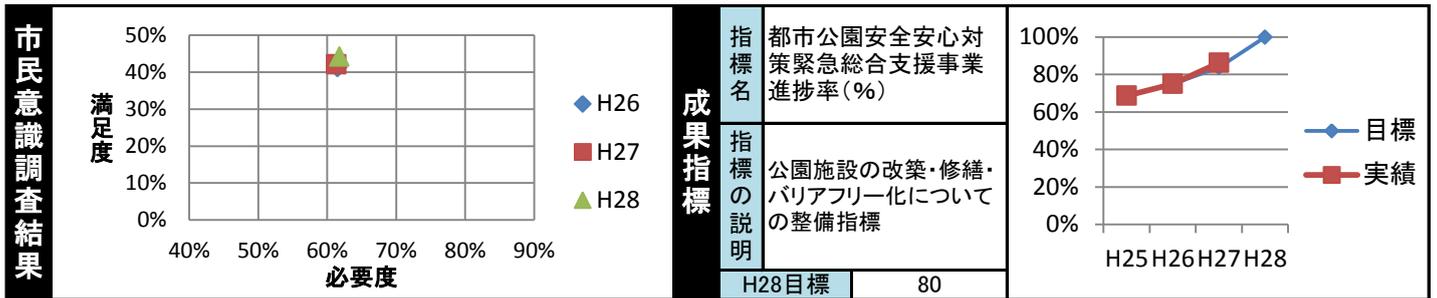
効率的で持続可能な都市構成をめざした制度づくり

(千円)

構成事務事業の重点化	No	26 重点	27 重点	28 重点	事務事業名	事業概要	H27 予算	H27 決算 見込	コスト の方向	H28 予算
	01	1			伊賀神戸駅前周辺整備事業 (01-08-04-01-344-71)	県道上野名張線から伊賀神戸駅までの間の市道花之木古山神戸線の道路改良工事 平成26年度で事業完了	0	0		
	02	2	1	1	都市計画調査策定等事業 (01-08-04-01-367-51)	伊賀市都市マスタープランの方針による一体的なまちづくりを行なうことを目的とし、都市計画区域の再編を行なうとともに、区域区分制度の統一を行う	9,118	1,886	→	4,973
	03			2	立地適正化計画推進事業 (01-08-04-01-680-01)	「都市再生特別措置法」の改正により、多極ネットワーク型のコンパクトシティを推進する国の施策に基づき、「立地適正化計画」を策定する	0	0	新規	4,590
	構成事務事業 合計							9,118	1,886	

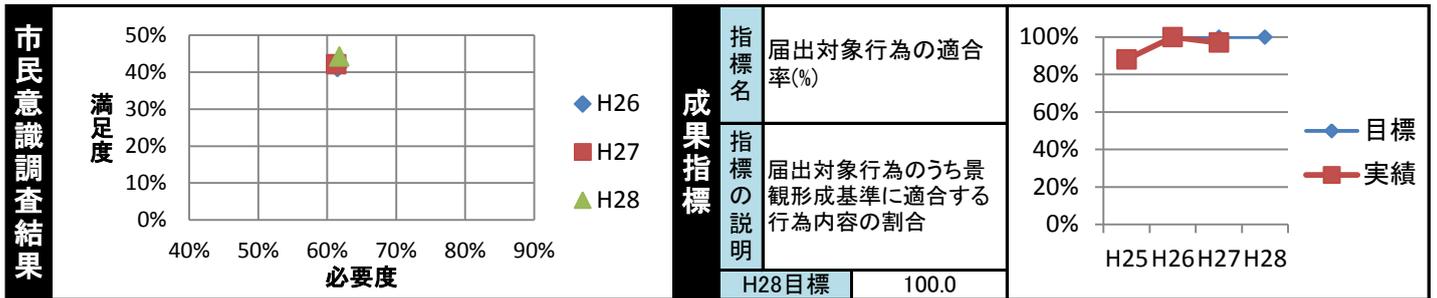
中間総括	第1次再生計画 期間全体を総括 して	土地利用管理手法の制度設計を進め、各住民自治協議会への説明会と意見聴取を行い、三重県協議を進めたこと、また、国土交通省に対する説明を行うなど都市計画法に基づく管理から市条例による管理へ移行することについて、一定の理解を得るところまで進められた。 国においては、平成26年8月に都市再生特別措置法の改正が行われたところである。この法改正により伊賀市においても「立地適正化計画」の提出を行う必要が生じている。
	第2次再生計画 (仮称)への課題、 対応について	立地適正化計画を平成28年度から2か年の計画で策定する予定であり、並行して土地利用管理手法の条例化を図る必要があるため、施策の継続が必要です。また、土地利用の区域区分の決定権者である三重県協議を促進する必要があります。

基本情報	政策名等	41	歴史文化や風土と調和した、秩序のあるまちづくり	担当部署	190700	建設部都市計画課	連絡先	0595-43-2315
	施策	4102	快適で潤いある都市空間の形成と安全・安心の公園整備	評価責任者・役職名	建設部 部長 清水 仁敏			
	再生の視点(何を、どうする)	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地では、都市交通の骨格を成す街路整備や公園等の都市施設整備を計画的に行います。 ・都市施設については、重点的・効率的な維持管理と公園施設長寿命化計画に基づき施設の更新を行います。 						
施策の方向	都市施設整備を計画的に進めるとともに、だれもが安全で安心して利用できるよう、施設の整備と適切な維持管理を行います。							



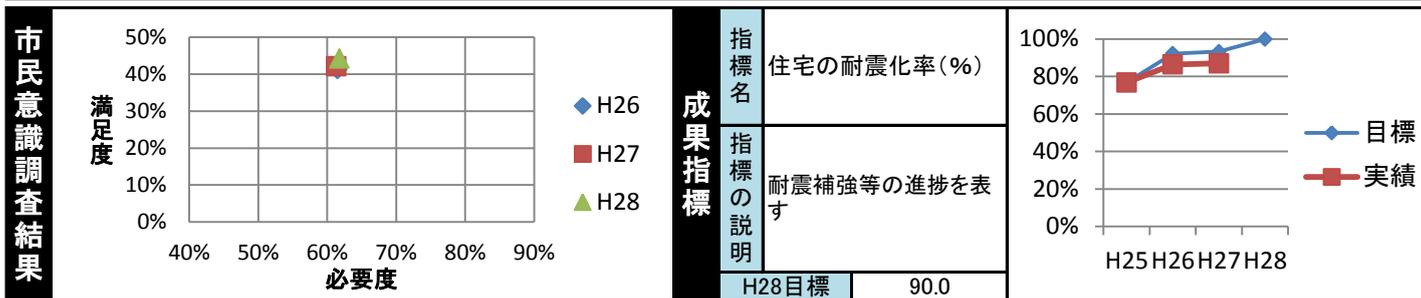
改善・取組方向	前年度の取組内容と残された課題	平成26年度 (平成25年度の取組内容と残された課題) ・公園維持管理として、公園の清掃業務、管理業務、草刈業務、落葉・草の回収を業務委託 ・岩倉峡キャンプ場の指定管理を委託 ・白鷺公園、上野運動公園のトイレのバリアフリー化工事 ・伊賀市防災計画に位置付ける地域防災拠点として、しらさぎ運動公園整備を都市公園事業として整備に取り組みます。本年度は管理棟工事 (課題) ・各都市公園の適切な維持管理に努め、経費削減を図り、計画的に公園の施設整備を行います。 ・南海トラフ地震の発生確率は高いため、しらさぎ運動公園の早期の整備と整備完了した区域から部分供用を行ない市民開放を図ります。 ・子供から老人まで誰もが安心して快適に利用できる公園の整備と管理が必要です。	平成27年度 (平成26年度の取組内容と残された課題) ・しらさぎ運動公園整備について、平成26年度は管理棟の建設と第1駐車場整備及び多目的グラウンドの外周工事を進めました。 ・白鷺公園のからくり時計が落雷により故障したため、復旧に取り組みました。 ・公園施設について週3回の巡視と遊具については月1回点検を行って、事故防止に努めました。 今後も安心して公園施設を使っていたけよう管理に努めます。	平成28年度 (平成27年度の取組内容と残された課題) ・しらさぎ運動公園について、第1駐車場の整備を終え6月には多目的広場の供用開始に繋げることができた。その後も整備を進め第2駐車場の整備まで進めることができた。 ・今後は、芝生広場の整備を進めて早い完成を図る必要があります。 ・引き続き、公園施設について週3回の巡視と遊具については月1回点検を行って、事故防止に努めました。 今後も安心して公園施設を使っていたけよう管理に努める必要があります。
	改善ポイントと具体的な取組	・適切な公園管理となるよう清掃の回数や管理のあり方の見直しを行うとともに、業務委託に際しては適切な委託費・経費となるよう委託内容の点検に取り組みます。 ・当初H26完成予定のしらさぎ運動公園整備の早期完成に取り組みます。	・しらさぎ運動公園については、平成28年度完成を目指して引き続き整備に努めます。また、整備が進んだ多目的グラウンド及び第1駐車場について、平成27年度中の部分供用を目指し、市民開放を進めます。	・しらさぎ運動公園の整備については、平成27年度繰越し事業として、芝生広場の芝張り工事の早期発注を行い、早期の事業完成を図ります。 ・公園施設を安心して使っていたけよう、業務委託による点検作業と担当職員による点検を組み合わせ危険箇所の早期把握に努めます。

基本情報	政策名等	41	歴史文化や風土と調和した、秩序のあるまちづくり	担当部署	190700	建設部都市計画課	連絡先	0595-43-2314
	施策	4103	伊賀市らしい魅力ある景観を守り、活かす体制づくり	評価責任者・役職名	建設部 部長 清水 仁敏			
	再生の視点(何を、どうする)	<ul style="list-style-type: none"> ・景観に関する市民意識の高揚を図ります。 ・本市の魅力のひとつとして活用するため、自然風景や城下町の伝統・風格を活かした魅力ある景観形成をめざします。 						
施策の方向	景観に関する市民への啓発を図りながら、「伊賀市景観計画」で定める景観形成基準をもとに本市らしい景観の保全と形成を進めます。							



	平成26年度	平成27年度	平成28年度
前年度の取組内容と残された課題	(平成25年度の取組内容と残された課題) ・街なみ環境整備事業として、城下町重点風景地区における修景行為等について、伊賀市ふるさと風景づくり助成を行いました。 ・伊賀市景観計画は運用後5年経過し、色彩に関するガイドラインと公共サイン整備に関するガイドラインを主として運用後の状況等を踏まえた改定を行うため、伊賀市景観計画改定等業務委託を発注しました。	(平成26年度の取組内容と残された課題) ・街なみ環境整備事業では、相談を2件受けたが、申請人の都合により申請は出ていません。 ・景観計画では、業務委託を行い景観審議会を開催して、伊賀市景観計画の修正に取り組みました。	(平成27年度の取組内容と残された課題) ・伊賀市景観計画については、一部修正に取り組み景観審議会専門部会において修正案を取りまとめ、庁内検討会議や、パブリックコメント、景観審議会等での意見を反映させたうえで、平成28年3月に一部修正を完了しました。 ・景観計画一部修正と並行して進めた「伊賀市公共サイン整備ガイドライン」策定についても同様に策定を完了しました。 ・今後は、円滑かつ適正な施行につなげる必要があります。 ・景観に配慮した建築物の建築等の費用の一部を助成する「伊賀市ふるさと風景づくり助成金」については、1件の交付を行いました。今後は、一層の助成金活用を建築主等に促していく必要があります。 ・庭木の整枝剪定講習会を開催し、市民28人の受講がありました。
改善・取組方向	城下町重点風景地区における助成金制度の理解を深めるよう取り組みます。また、景観整備事業の主体を地域へ移行する話し合いに取り組みます。	・平成27年度で、引き続き伊賀市景観計画の修正に取り組みます。 ・平成27年度で公共サイン整備方針ガイドラインの策定を行います。	・景観計画において新たに定めた「内側から意識を高める」とする基本方針に基づき、景観まちづくりの普及啓発を推進します。またこの取り組みのなかで風景づくり助成金の活用促進にむけた普及啓発も併せて進めます。 ・都市緑化推進の一環として、庭木づくりへの関心と技能の普及を目的とした整枝剪定講習会を開催します。開催にあたり受講者数の増加を図るため、周知方法等について再度検討します。
改善ポイントと具体的な取組			

基本情報	コード	名称	担当部署	コード	名称	連絡先
	政策名等	41	歴史文化や風土と調和した、秩序のあるまちづくり	190900	建設部建築住宅課	0595-43-2330
	施策	4104	既存住宅の耐震診断・耐震補強の促進	評価責任者・役職名	建設部 部長 清水 仁敏	
	再生の視点(何を、どうする)	・住まいの安全を確保するため、既存住宅について、耐震診断や補強に対する支援を図り、耐震化を促進します。				
施策の方向	市民の生命や財産を守ることができる安全性を確保するため、「伊賀市耐震改修促進計画」に基づき、新耐震基準導入(1981(昭和56)年)以前の既存建築物、特に倒壊の危険性の高い木造住宅の改善を図るため、耐震改修の支援を図ります。					



改善・取組方向	前年度の取組内容と残された課題	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	改善ポイントと具体的な取組	(平成25年度の取組内容と残された課題) ・昭和56年6月以前の旧建築基準法で建築された木造住宅について、無料で耐震診断を実施すると共に、診断結果の評定の低い住宅について、耐震補強設計と耐震補強工事、同時に行うリフォームについて補助を行いました。H26耐震診断は70件、補強設計と補強工事は20件を募集し、周知については、市のホームページに掲載しました。 (課題) ・耐震診断は、平成15年度からの取り組みで、平成24年度で544件に止まっています。 ・本年度の予定戸数は、診断で対前年度比40%増、補強工事で倍増したが、さらに募集件数を増やす必要があります。 ・市民周知と制度の浸透が必要です。	(平成26年度の取組内容と残された課題) ・木造住宅の耐震診断は、26件の申請を受理しました。 ・木造住宅の耐震設計は、4件 耐震改修は、5件 耐震リフォーム補助は、4件 無償の高齢者・障害者宅の家具固定は、20戸を実施しました。 引き続き、南海トラフの地震に備え、旧建築基準法で建築された木造住宅の耐震化に努める必要があります。	(平成27年度の取組内容と残された課題) ・木造住宅の耐震診断は、46件の申請を受理しました。 ・木造住宅の耐震補強設計は、6件 耐震改修は、3件 耐震化と併せたりフォーム補助は、3件 無償の高齢者・障害者宅の家具固定は、6戸を実施しました。 ・引き続き、旧建築基準法で建築された木造住宅の耐震化に努める必要があります。
	地震による住宅の倒壊を防ぎ減災につなげるため、無料耐震診断制度の市民周知を進める必要があります。また、周知方法を検討します。	南海トラフの地震に備え、旧建築基準法で建築された木造住宅の耐震化を図るため、市広報の活用やホームページ等の媒体を通じて啓発に努めます。	・旧建築基準法で建設された、階数が3階以下の木造住宅について、無料耐震診断の制度の周知に努め、耐震診断の実施申込みを促します。 ・耐震診断の結果、倒壊の可能性が高いと診断された木造建築物について、耐震改修、耐震リフォームの制度の周知に努め、耐震改修を促します。 ・民間団体の協力を受けて、無償で高齢者・障がい者宅の家具を固定する事業を推進します。	

(続紙)

施策 4104

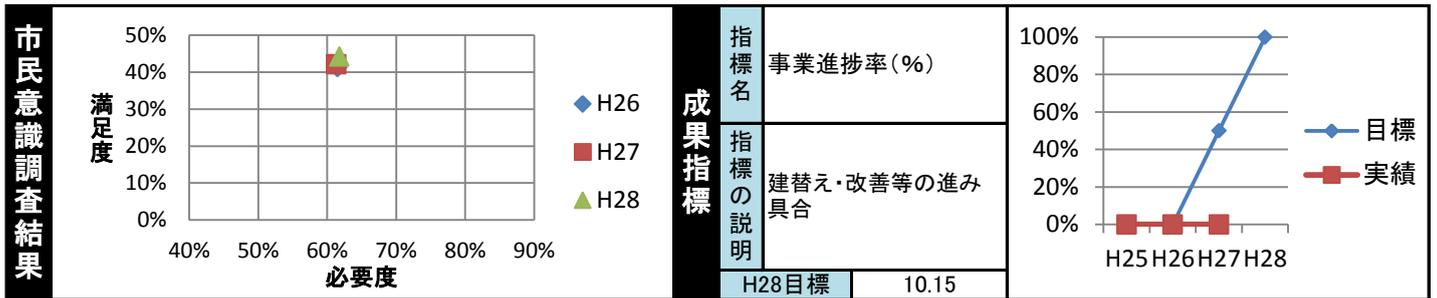
既存住宅の耐震診断・耐震補強の促進

(千円)

構成事務事業の重点化	No	26 重点	27 重点	28 重点	事務事業名	事業概要	H27 予算	H27 決算 見込	コスト の方向	H28 予算
	01	1	1	1	個人住宅耐震診断支援事業 (01-08-05-01-388-51)	昭和56年5月31日以前に着工され、旧建築基準法で建設された、階数が3階以下の木造住宅の耐震診断を、無料で行う。 対象: 50戸	2,131	2,131	→	2,316
	02	2	2	2	住宅・建築物耐震改修等事業 (01-08-05-01-390-51)	耐震性がないと診断された木造建築物の補強設計、改修、リフォームに対して補助する。対象: 5戸。民間団体の協力で、高齢者・障がい者宅の家具を固定する。対象: 50戸	11,836	11,611	→	15,666
構成事務事業 合計							13,967	13,742		17,982

中間総括	第1次再生計画 期間全体を総括 して	昭和56年以前に建設された住宅について、特に木造住宅の倒壊の危険性を少なくできるよう木造住宅無料耐震診断と耐震補強設計補助、耐震補強工事補助などの制度を設けて、木造住宅の耐震改修を促してきましたが、その率は78.3%という状況にあり、家屋倒壊の危険性を訴える必要があります。
	第2次再生計画 (仮称)への課題、 対応について	引き続き、伊賀市耐震改修促進計画に基づき、倒壊の危険性の高い木造住宅の改善を図るため、耐震補強や建替えを促す必要があることから、本事業を継続して耐震改修の支援を図る必要があります。南海トラフの地震発生の確率が高まっているため、広報やケーブルテレビ行政チャンネルを通して、工夫した啓発を図る必要があります。

基本情報	政策名等	41	歴史文化や風土と調和した、秩序のあるまちづくり	担当部署	190900	建設部建築住宅課	連絡先	0595-43-2330
	施策	4105	市営住宅の建替・改善事業の推進	評価責任者・役職名	建設部 部長 清水 仁敏			
	再生の視点(何を、どうする)	<ul style="list-style-type: none"> ・耐用年数を経過する住棟は建替えや用途廃止を実施して住宅ストックを再構築します。 ・小規模団地については他の団地との統合化を図ります。 ・耐用年数の2分の1を目安に改善を実施します。 						
施策の方向	国の交付金事業制度を活用して、老朽化した市営住宅の建替・改善事業を推進し、市営住宅全体の再編整備に努めます。							



	平成26年度	平成27年度	平成28年度
前年度の取組内容と残された課題	<p>(平成25年度の取組内容と残された課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅補修事業では、市営住宅の耐震化率は、46%と低く段階的に耐震化を図っています。本年度は木根団地2棟8戸を実施しました。 ・認定した高齢者向け優良賃貸住宅に対し補助金を交付しました。 ・市営住宅の補修や浄化槽の管理業務や改良住宅管理業務の委託、鳥害の対策等を行いました。 <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅は、住棟の耐震化を計画的に取り組むとともに、修繕等の適切な維持管理に努め、住宅管理業務委託は直営も含め管理のあり方を検討する必要があります。 ・安定した市営住宅管理を行うため、滞納家賃の解消を図る必要があります。 ・高齢者向け優良賃貸住宅は、補助金のあり方を検討する必要があります。 	<p>(平成26年度の取組内容と残された課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木根団地T6, T7棟の耐震改修を行い、2階建市営住宅の改修は終了しました。 	<p>(平成27年度の取組内容と残された課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大土団地では、屋根葺き替え工事を11棟、西之平団地18号棟では、電気許容量改修を実施しました。 ・長寿命化計画に基づく、市営住宅の建替えや改善等については、具現化に向けて取り組む必要があります。
改善・取組方向	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅は、住棟の耐震化を計画的に取り組むとともに、修繕等の適切な維持管理に努め、住宅管理業務委託は直営も含め管理のあり方を検討する必要があります。 ・市営住宅の滞納家賃の督促と滞納の解消を図るための方策として、条例改正を図る必要があります。 ・高齢者向け優良賃貸住宅には平成26年10月で国の補助が終了となることから、現行市費分の補助金を漸減させ平成31年度で補助を終了させるよう見直します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、市営住宅の修繕等の適切な維持管理に努めます。 ・住宅管理業務については、平成27年度は直営で管理を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、市営住宅の修繕等の適切な維持管理に努めます。また、生活環境を守るため、ハトの追払いを実施します。 ・住宅管理業務については、引続き直営で管理を行います。 ・市営住宅統合(用途廃止)に向けて、他の団地等へ入居者の転居を促します。
改善ポイントと具体的な取組			

(続紙)

施策 4105

市営住宅の建替・改善事業の推進

(千円)

No	26 重点	27 重点	28 重点	事務事業名	事業概要	H27	H27	コスト の方向	H28
						予算	決算 見込		予算
01	2	1	2	住宅管理経費(01-08-05-01-387-01)	市営住宅の維持管理経費 対象:45団地323棟、改良住宅ハト追払い作業、市営住宅解体1棟	70,081	68,103	→	61,529
02	1	2	1	市営住宅維持補修事業(01-08-05-01-387-02)	市営住宅の修繕経費 対象:45団地323棟、上之丘団地6号棟電気許容量改修1棟、西之平17号棟屋上防水1棟、荒木団地屋上防水1棟	75,294	70,744	→	38,371
構成事務事業 合計						145,375	138,847		99,900

構成事務事業の重点化

中間総括	第1次再生計画 期間全体を総括 して	伊賀市公営住宅等長寿命化計画を策定して、各々の住宅団地を建替、維持管理、用途廃止等の判定まですすめたところである。移り住みなど入居者に負担をお願いすることとなるため、既存住宅で耐震性の確認を済ませていない住棟について、耐震診断と必要な修繕を進めてきたところであり、耐震診断を早期に済ませる必要がある。
	第2次再生計画 (仮称)への課題、対応について	住宅団地の老朽化が進んでいるため、今後、判定結果に基づく建替事業等につなげるためにも、この事業の継続を図る必要があります。施策の継続に際しては、入居者への周知に努めること、移り住みの団地の希望を聴取すること等と共に、住宅使用料の滞納の処理など、世帯の状況を聴き取り対処する必要があります。